

組合員資格の確認のお願い

- 組合員の皆様の「組合員資格」に変動が生じた場合は、定款第 14 条の定めることにより、書面にて当 J A にお届けいただくこととなっております。
- 組合員資格に変動が生じた場合は、お手数ですが、最寄りの支店窓口にて組合員資格変更の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。
- 組合員資格は以下のとおりとなっております。

(正組合員資格)

- (1) 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む方で、住所又は経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にある方
- (2) 1 年のうち 90 日以上農業に従事する方であって、住所又は従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にある方
- (3) 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

(准組合員資格)

- (1) 当組合の地区内に住所を有する方
- (2) この組合の地区内に勤務地を有する方であって、当組合から資金の借入、貯金・定期積金、農業生産資材・生活用品の購入、共済の加入のいずれかを 1 年以上継続して利用している方
- (3) この組合の地区外に住所がある方で、農業生産資材・生活用品の購入、農産物の出荷を 1 年以上継続して利用している方

なお、資格の詳細は、最寄りの支店窓口でご確認いただけます。また、組合員資格変更届の様式についても、窓口で用意しております。

※ 組合員資格の変動は、組合員資格を喪失した場合や、お名前、ご住所の変更のほか、正組合員から准組合員に、または准組合員から正組合員に資格が変動した場合が該当いたします。

お亡くなりになられた方についても、相続加入（亡くなられてから 60 日以内）又は脱退の手続きを要しますので、ご家族の方よりお申し出ください。

- お問い合わせは最寄りの各支店窓口まで